

「(仮称)北広島市安全で安心なまちづくり条例」制定スケジュール

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査、各種資料、条例素案等作成		→											
「安全・安心」関連項目に関わる担当者会議			●										
市民会議設置(1~5回開催)			● ● ● ●				●						
政策調整会議				●									
庁 議			● 5/19					●					
条例(案)法規審査委員会提出								●					
議会提案(12月第4定)										◎ 議会			
条例施行(2月1日予定)												● 施行	
広報 関連	7/1号掲載、パブリックコメント			原稿 6/1	★パブリック								
	9/1号掲載、意見反映					原稿 8/1	★						
	2/1号掲載、条例施行関係									原稿 1/1		★	
	HP掲載、リーフレット作成等市民周知											★	

1. 安全・安心に関連する項目、各市の条例制定状況等の調査及び各種資料等の作成準備

2. 「安全・安心」に関連する項目の担当者会議開催

市民生活課、危機管理担当、健康推進課、廃棄物対策課、環境課、都市整備課、建築課、土木事務所、農政課、商業労働課、水道施設課、管理課、青少年課

3. 市民会議の設置

委員10人⇒防犯協会連合会、暴力追放推進協議会、自治連合会、社会福祉協議会、商工会、PTA連合会、北広島交番所長、市内各地域防犯活動団体(3団体)

開催1回目⇒自己紹介、市民会議開催主旨、今後のスケジュール、厚別警察署による講話(犯罪等の現状と課題等)

2回目⇒条例の骨子(先進事例紹介、条例策定の考え方等)協議

3回目⇒条例素案協議

4回目⇒条例素案協議

5回目⇒パブリックコメントを踏まえた最終条例(案)確認

4. 政策調整会議

安全・安心に関する各所管事務及び条例制定主旨の確認

5. 庁 議

条例制定主旨の決定、議会付議書提出(10月12日頃)